

外国人児童生徒等の教育に関する方針

一外国籍の児童生徒、外国にルーツのある児童生徒、帰国・渡日児童生徒の教育の充実のために一

1993年（平成 5年）3月制定

2003年（平成15年）3月改訂

2022年（令和 4年）7月改訂

守口市教育委員会

日本国憲法における国際平和と人権尊重の理念は、人類共通の願いであり、民主的な社会を支える普遍的原理です。

本市の教育は、日本国憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に基づき、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成を期して行ってきました。

また、「守口市人権行政基本方針」をすべての行政分野における人権施策の基本とし“魅力ある定住のまち守口”の実現に向けて市民と行政が一体となって総合的に推進しています。

国際化の進展等に伴い、国内に在留する外国人数は高水準で推移しており、本市においても、今後増加が見込まれる一方、国内では、言語、宗教、習慣など、価値観の多様化によって、様々な人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が社会的問題として取り上げられ、2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解決に向けた取組みの推進に関する法律」が施行されました。しかしながら、今なお、在日韓国・朝鮮人など在住外国人に対する嫌がらせやインターネットでの書き込み等の差別事象が生起しています。これらの問題を解消するためには、「世界人権宣言」や「国際人権規約」等に示されている人権保障の国際的な趨勢についての理解を深め、様々な人権問題に関する人権教育を充実させ、私たち一人ひとりが常に問題意識を持ち、差別をしない、差別を許さない実践力や互いを理解し尊重する態度を身に付けることが不可欠です。

また、本市立学校に在籍する外国人児童生徒数は増加傾向が続くとともに、中国、韓国・朝鮮、フィリピンなどアジア圏を中心として国籍が多様化しており、これまでも、受け入れ体制の整備や就学後の教育の充実に取り組んできました。2020（令和2）年に文部科学省が策定した「外国人の子どもの就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、今後も外国人の子どもの就学促進及び就学状況の把握等を行いつつ、就学しやすい環境整備を一層進める必要があります。

こうした中、学校教育においては、児童生徒が自らの国の歴史や伝統・文化に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等に理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていくことができる資質・能力を育成するため、あらゆる教育活動を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを基盤とし、多文化共生教育を推進することが重要です。

同時に、学習や生活に不安を抱える日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が、より円滑に

学校生活に適応し、他の児童生徒と協働しながら、必要な資質・能力を身に付け、自らの進路を決定できるよう、個に応じた指導や環境整備などを充実させ、国籍に関係なく、すべての児童生徒が教育を受ける機会を保障していく必要があります。

本市の学校教育においては、1993（平成5）年に本方針を策定し、在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導を主とし、歴史的経緯や社会的背景のもとで生み出されてきた偏見や差別をなくすよう努めています。また、外国人児童生徒の増加や国籍の多様化を踏まえ、多文化共生の視点を持って多様な国々に対応した取組みへと発展させるとともに、日本語指導など個に応じた指導や支援にも取り組んでいます。

今後も、これまでに培ってきた指導や支援方法等を継続・発展させ、教職員一人ひとりが、人権尊重の精神に徹し、下記の事項に留意しつつ、個に応じたきめ細やかな指導や支援を組織的に行い、外国人児童生徒等の教育の充実に努めます。

記

- 1 児童生徒が、自己的人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識、意欲、態度を養い、差別をなくすことや、差別を許さない実践力を身につけることができるよう、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にします。その上で人権に関する意識、態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標、ねらいに基づく各教科等の指導が有機的・相乗的に効果を上げることができるよう留意しつつ、学校の教育活動の全体を通じた人権教育を組織的・計画的に推進します。
- 2 児童生徒が、互いの歴史、伝統、文化等を尊重し、多様な文化や人々の生活、習慣、価値観等の違いを認め合い、創造的な関係を構築する態度や能力を身につけることが重要です。また、在日韓国・朝鮮人児童生徒が在籍している歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させるよう努めることも必要です。そのため各教科等においては、自らの国や諸外国の歴史、伝統、文化、習慣等に関する学習の関連を意識するとともに、体験学習、外部人材やICT活用等を効果的に取り入れるなど、学習効果を高める工夫をしながら多文化共生教育を推進します。
- 3 外国人児童生徒等のアイデンティティ確立のためには、母語（継承語）や母文化（継承文化）の習得が重要であることから、通訳の活用や外国人児童生徒交流会等の活動を通じて、学習できる環境づくりに努めます。
なお、外国人児童生徒が本名を使用することは、アイデンティティ確立にかかわることから、本人、保護者の意志を尊重しつつ、本名を使用することができるよう取組みを進めます。
- 4 来日直後の外国人児童生徒等は、言語はもちろん文化・習慣の違いから、生活のあらゆる場

面で困難に直面するため、日本の学校生活や社会生活について必要な知識、日本語を使って行動する力を付けることが必須です。特に健康で安全な生活を送るための緊急性の高いものから順に行い学校生活や社会生活へ適応できるよう支援します。

- 5 日本語指導が必要な外国人児童生徒等については、学習状況、適応状況、学習への姿勢や態度などを把握し、個々に適した日本語指導を行うことが大切であり、発達段階についても十分に理解する必要があります。日本語習得段階を踏まえつつ、学習に必要とされる言語能力を育成します。
- 6 外国人児童生徒等が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるようにするためには、高等学校・大学等への進学や就職等の進路選択を支援することが重要です。外国人児童生徒等が主体的に将来の進路を選択し、自己実現し得るよう、進路指導・キャリア教育の充実に努めます。
- 7 外国人児童生徒は就学義務がないため、不就学という問題が生じやすくなります。そのため、就学前施設、関係部局、関係機関等と連携し、就学状況や本人、保護者の思いを把握し、就学促進に取り組みます。
- 8 外国人児童生徒等にとって、日本の学校に適応し、「居場所」が確保されることが重要です。学校では、学級だけでなく、特別の指導（取り出し指導）を行うための「日本語指導教室」や、在日外国人児童生徒交流会等、自分を受け入れ、安心させてくれる人のいる居場所を確保するとともに、校内外の多様な相談窓口について周知します。
- 9 すべての教職員が、多文化共生や外国人児童生徒等の背景理解、日本語の理解や表現を支援する方法など、基本的な知識をもって指導にあたるよう、教職員研修の充実に努めます。
- 10 外国人児童生徒等の教育を推進するにあたっては、保護者、地域の理解・協力が得られるよう啓発に努めます。